平成２４年（フ）第２７９号
群馬県前橋市六供町1215番地３
破産者　笠原　一則
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７１１号
熊本市北区貢町581番地２
破産者　協同組合フードパル熊本
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３２５号
札幌市東区北14条東10丁目３番33号
破産者　株式会社クラシア
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２５号
静岡県沼津市大岡1961番地の１
破産者　株式会社コンプリート
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
静岡県富士宮市野中803－１　ファミール21Ａ－202、住民票上の住所静岡県沼津市大岡2499番地の１　フレグランスワタナベＢ－102号
破産者　川口　清綱
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
福岡県うきは市吉井町福益133番地２
破産者　有限会社浮羽商工
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３７号
北海道留萌市五十嵐町３丁目５番地10
破産者　道建興業株式会社
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１９号
山形市大字中桜田204番地17
破産者　有限会社シュエット
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
群馬県みどり市大間々町高津戸684番地13
破産者　藍澤　正昭
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２３１５号
横浜市中区山下町252番地
破産者　株式会社レクタス
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４４２号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目８番21―407号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷３丁目12番21号
破産者　有限会社井村デザイン事務所
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２５号
横浜市泉区和泉町4141番地の８
破産者　株式会社ハートフル
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５６号
神奈川県厚木市上依知1370番地
破産者　有限会社京浜三共工業
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１９号
石川県輪島市町野町粟蔵ニ部80番地10
破産者　阿知建設株式会社
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１１６号
静岡県富士市宮島997番地２
破産者　株式会社コラボ
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１２６号
鳥取県米子市富益町４番地19
破産者　有限会社古満建設工業
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７号
島根県益田市喜阿弥町イ254番地１
破産者　亡小崎長美の相続財産
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第８４号
愛媛県松山市朝生田町５丁目３番12号
破産者　有限会社シー・エル・シー
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第５４号
三重県名張市さつき台二番町381番地
破産者　株式会社オクデン
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第４８号
滋賀県米原市伊吹641番地
破産者　白谷　新治
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
滋賀県米原市伊吹641番地
破産者　白谷　昌子
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成１９年（フ）第４２５５号
大阪府箕面市粟生新家２丁目１番86号
破産者　株式会社エムレックス
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部